

# 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり 医療保険料額 （令和3年度実績） （2）	（参考） ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
<b>全制度平均</b>	<b>250円</b>	<b>350円</b>	<b>450円</b>	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 800円〕	10,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 17,900円〕	4.5%
協会けんぽ	250円 〔（参考）被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	10,200円 〔（参考）被保険者一人当たり 16,300円〕	4.3%
健保組合	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 850円〕	11,300円 〔（参考）被保険者一人当たり 19,300円〕	4.6%
共済組合	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔（参考）被保険者一人当たり 950円〕	11,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 21,600円〕	4.9%
国民健康保険 （市町村国保）	250円 〔（参考）一世帯当たり 350円〕	300円 〔（参考）一世帯当たり 450円〕	400円 〔（参考）一世帯当たり 600円〕	7,400円 〔（参考）一世帯当たり 11,300円〕	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

- (注1) 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。
- (注2) 被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）を計算すると（\*）、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円（総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通）。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日子ども家庭庁「被用者の年収別の支援金額（機械的な計算）について」を参照。  
\* 令和10年度に被用者保険において拠出した8,900億円は、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円に割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。
- (注3) 国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。
- (注4) 国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯（夫の給与収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（応益分7割軽減）、同160万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合250円（同2割軽減）、同300万円の場合400円（同2割軽減）。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（\*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるとともに、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）についての均等割額は全額軽減。\* 年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。
- (注5) 後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯（年金収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（均等割7割軽減）、同160万円の場合100円（同7割軽減）、同180万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合350円（同2割軽減）。年金収入のみでは、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（\*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同300万円の場合750円。  
\* 年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。
- (注6) 介護分の保険料額は、第1号被保険者（65歳～）の1人当たり月額（基準額の全国加重平均）で6,014円（令和5年度）、第2号被保険者（40～64歳）の1人当たり月額（事業主負担分、公費分を含む）で6,276円（令和6年度見込額）

出典：子ども家庭庁ウェブサイト・支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会のページに掲載の「子ども・子育て支援金制度における給付と拠出の試算について」（2024年3月29日 ※最終更新は5月14日）

# 各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (令和2年3月末)	1,716	1	1,388	85	47
加入者数 (令和2年3月末)	2,660万人 (1,733万世帯)	4,044万人 (被保険者2,479万人 被扶養者1,565万人)	2,884万人 (被保険者1,635万人 被扶養者1,249万人)	854万人 (被保険者456万人 被扶養者398万人)	1,803万人
加入者平均年齢 (令和元年度)	53.6歳	38.1歳	35.2歳	32.9歳	82.5歳
65~74歳の割合 (令和元年度)	43.6%	7.7%	3.4%	1.4%	1.7%(※1)
加入者一人当たり 医療費(令和元年度)	37.9万円	18.6万円	16.4万円	16.3万円	95.4万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (令和元年度)	86万円 (一世帯当たり 133万円)	159万円 (一世帯当たり(※3) 260万円)	227万円 (一世帯当たり(※3) 400万円)	248万円 (一世帯当たり(※3) 462万円)	86万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和元年度)(※4) <事業主負担込>	8.9万円 (一世帯当たり 13.8万円)	11.9万円 <23.8万円> (被保険者一人当たり 19.5万円 <38.9万円>)	13.2万円 <28.9万円> (被保険者一人当たり 23.2万円 <50.8万円>)	14.4万円 <28.8万円> (被保険者一人当たり 26.8万円 <53.6万円>)	7.2万円
保険料負担率	10.3%	7.5%	5.8%	5.8%	8.4%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等 への補助	なし	給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※5) (令和4年度予算ベース)	4兆3,034億円 (国3兆1,115億円)	1兆2,360億円 (全額国費)	725億円 (全額国費)		8兆5,885億円 (国5兆4,653億円)

(※1) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合。

(※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えたものを加入者数で除したものを。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)

協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。

(※3) 被保険者一人当たりの金額を指す。

(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※5) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

出典：第154回社会保障審議会医療保険部会（2022年9月29日）資料

2024年5月21日 参議院内閣委員会 日本共産党 井上哲士 配付資料 ②



## 1 事業の目的等

<児童手当等交付金> 令和6年度予算案 1兆5,246億円 (1兆2,199億円) ※()内は前年度当初予算額

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
- 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円(※)、とする抜本的拡充を行う。これら、抜本的拡充のための所要の法案を令和6年通常国会に提出し、令和6年10月分から実施する。その際、支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。  
※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

## 2 事業の概要・スキーム

	拡充前 (令和6年9月分まで)	拡充後 (令和6年10月分以降) ※法案(検討中)の内容																																				
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	<b>高校生年代まで</b> の国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)																																				
所得制限	所得限度額：960万円未満(年収ベース、夫婦と子ども2人) ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	<b>所得制限なし</b>																																				
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 一律：15,000円</li> <li>3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円</li> <li>中学生 一律：10,000円</li> <li>所得制限以上 一律：5,000円(当分の間の特例給付)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 第1子、第2子：15,000円 <b>第3子以降：30,000円</b></li> <li>3歳～<b>高校生年代</b> 第1子、第2子：10,000円 <b>第3子以降：30,000円</b></li> </ul>																																				
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>監護生計要件を満たす父母等</li> <li>児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>	同左																																				
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施	同左																																				
支払期月	3回(2月, 6月, 10月) (各前月までの4カ月分を支払)	<b>6回(偶数月)</b> (各前月までの2カ月分を支払)																																				
費用負担	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>被用者</th> <th>非被用者</th> <th>公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満</td> <td>児童手当 特例給付(所得制限以上)</td> <td>事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> </tr> <tr> <td>児童手当 特例給付(所得制限以上)</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降</td> <td>児童手当 特例給付(所得制限以上)</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> </tr> <tr> <td>児童手当 特例給付(所得制限以上)</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> </tr> </tbody> </table>		被用者	非被用者	公務員	3歳未満	児童手当 特例給付(所得制限以上)	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方 1/3	児童手当 特例給付(所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	3歳以降	児童手当 特例給付(所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	児童手当 特例給付(所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>被用者</th> <th>非被用者</th> <th>公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満</td> <td>支援納付金(※) 3/5</td> <td>事業主 2/5</td> <td>支援納付金 3/5 国 4/15 地方 2/15</td> </tr> <tr> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9 地方 2/9</td> <td>支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降</td> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9 地方 2/9</td> <td>支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9</td> </tr> <tr> <td>支援納付金 1/3</td> <td>国 4/9 地方 2/9</td> <td>支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※こども・子育て支援金制度(仮称)の創設等に関する法案を令和6年通常国会に提出予定。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行。</p>		被用者	非被用者	公務員	3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5 国 4/15 地方 2/15	支援納付金 1/3	国 4/9 地方 2/9	支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9	3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9 地方 2/9	支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9 地方 2/9	支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9
	被用者	非被用者	公務員																																			
3歳未満	児童手当 特例給付(所得制限以上)	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方 1/3																																			
	児童手当 特例給付(所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3																																			
3歳以降	児童手当 特例給付(所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3																																			
	児童手当 特例給付(所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3																																			
	被用者	非被用者	公務員																																			
3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5 国 4/15 地方 2/15																																			
	支援納付金 1/3	国 4/9 地方 2/9	支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9																																			
3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9 地方 2/9	支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9																																			
	支援納付金 1/3	国 4/9 地方 2/9	支援納付金 1/3 国 4/9 地方 2/9																																			

※上記のほか、児童手当の抜本的拡充の円滑な実施に向けて、地方公共団体が行うシステム改修等に対する奨励的な補助経費を令和5年度補正予算で計上。(232億円、補助率10/10)